

## 公益財団法人日本高等教育評価機構認証評価継続受審マーク取扱細則

### (目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本高等教育評価機構大学機関別認証評価に関する規程第25条第3項、公益財団法人日本高等教育評価機構短期大学機関別認証評価に関する規程第25条第3項及び公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第26条第3項の規定に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）における認証評価継続受審マーク（以下「継続受審マーク」という。）の適正な使用を確保することを目的とする。

### (継続受審マーク)

第2条 大学、短期大学及び専門職大学院（以下「大学等」という。）は、本機構で継続して認証評価を受審する際、現在受審中であることを証明するために、ホームページ、広報誌等の印刷物又は名刺等に貼付する等の方法により、継続受審マークを使用することができる。

- 2 継続受審マークに関する所有権は、本機構に帰属する。
- 3 本機構は、大学等からの依頼により、継続受審マークを電子媒体で付与するものとする。

### (使用期間)

第3条 継続受審マークの使用期間は、継続受審年度の範囲内とする。

### (デザイン等)

第4条 継続受審マークは、次のとおりとする。



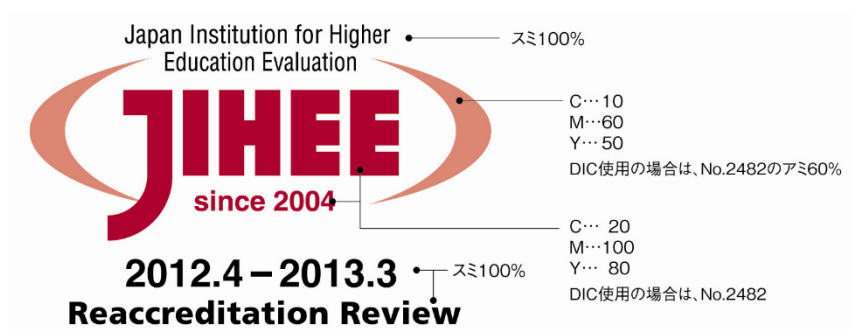
- 2 継続受審マークを拡大して使用する場合は自由とし、縮小して使用する場合は以下の寸法を下回らないこととするが、寸法比率の変更をしてはならない。

最低寸法 縦 11 mm × 横 17 mm

【最低寸法表示例】



- 3 彩色は次に示す値を基準とするが、黒（＝スミ）、白（＝白抜き）、赤（＝マゼンダ）1色とすることもできる。



- 4 図案の省略や意匠の付加等の改変をしてはならない。

（使用の停止）

第5条 大学等は、本機構大学機関別認証評価に関する規程第7条、本機構短期大学機関別認証評価に関する規程第7条及び本機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程第7条に基づき評価の中止をしたときには、継続受審マークの使用を速やかに停止しなければならない。

（委任）

第6条 この細則に定めるもののほか、継続受審マークの適正な使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（改廃）

第7条 この細則の改廃は、理事長の決裁を経て行う。

附 則

この細則は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年11月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。